

重要事項のご案内【消費者ローン金利】

説明項目	
3	短期プライムレート変動金利型 1. 決定方式 当行の基準利率である短期プライムレートに加算（減算）して決定しております（※）。 （※）詳細は、金利に関する契約書等でご確認ください。 2. 借入利率見直しルール 基準利率の変更を見直す基準日は、毎年①4月1日、②10月1日となります。見直し基準日時点の基準利率と前回の基準日（契約日以降最初に見直しを行う場合は契約日）時点の基準利率とを比較し差が生じた場合、借入利率はその差と同一幅で変更いたします。 ①4月1日基準日に決まる新利率は、その年の6月の返済日の翌日から12月の返済日（半年ごとの増額返済を併用する場合は、6月以降最初に到来する増額返済日の翌日から12月以降最初に到来する増額返済日）まで適用いたします。 ②10月1日基準日に決まる新利率は、その年の12月の返済日の翌日から翌年6月の返済日（半年ごとの増額返済を併用する場合は、12月以降最初に到来する増額返済日の翌日から翌年6月以降最初に到来する増額返済日）まで適用いたします。 3. 元利金返済額の見直しルール（元利均等返済の場合のみ適用となります） 借入利率見直しの都度、6月・12月の返済日（半年ごとの増額返済を併用する場合は、6月および12月以降最初に到来する増額返済日）現在の借入残高・最終返済日までの残存期間・新利率等により、当行所定の方式で残存期間を変えずに再計算し、借入利率の見直しが①4月1日の場合その年の7月の返済日（半年ごとの増額返済を併用する場合は、6月以降最初に到来する増額返済日の翌月の返済日）から、②10月1日の場合翌年1月の返済日（半年ごとの増額返済を併用する場合は、12月以降最初に到来する増額返済日の翌月の返済日）から、変更するものといたします。なお、元利金返済額の変動幅に上限は設けません。